

「安礼衝」と永続性

―藤原宮御井歌と短歌をつなぐもの―

竹本 晃

はじめに

『万葉集』巻第一の五三番歌には、次のような歌が載せられている。

藤原之 大宮都加倍 安礼衝哉 處女之友者 乏吉呂賀聞

右歌、作者未詳

藤原の大宮仕へ生れつぐや処女がともは羨しきろかも

右の歌は、作者いまだ詳らかならず。

この歌は、目録にある「藤原宮御井歌一首并短歌」の「短歌」にあたる。この短歌をとりあげたのは、諸校訂・注釈本において、解釈が分かれている部分があるからである。解釈が分かれている部分とは、三句目の「安礼衝哉」であり、訓読の段階からさまざまな説がある。

『万葉集』の歌の形式を理解するさいに、短歌（反歌）をどう捉えるかという問題はあるが、五二・五三番歌が目録に「藤原宮御井

歌一首并短歌」とされている以上、いくら独立性が強い「短歌」であっても、当然のことながら両歌の内容には密接なつながりが必要ならぬ。しかしながら、現状の注釈本の類では、関連づけはなされているものの、表面上の語句にとらわれすぎて、必ずしも説得力のある解釈がなされているとはいえない。そうした点に鑑み、拙文では五二・五三番歌の一体性をあらためて重視し、「藤原宮御井歌一首并短歌」の再検証を試みたい。

一 先行研究における解釈と問題点

まずは重複するが、「藤原宮御井歌一首并短歌」である五二・五三番歌をあげる。

〔目録〕 藤原宮御井歌一首并短歌

藤原宮御井歌

八隅知之 和期大王 高照 日之皇子 鹿妙乃 藤井我原尔
大御門 始賜而 埴安乃 堤上尔 在立之 見之賜者 日本乃
青香具山者 日経乃 大御門尔 春山跡 之美佐備立有 畝火
乃 此美豆山者 日緯能 大御門尔 弥豆山跡 山佐備伊座
耳高之 青菅山者 背友乃 大御門尔 宜名倍 神佐備立有
名細 吉野乃山者 影友乃 大御門従 雲居尔曾 遠久有家留

高知也 天之御蔭 天知也 日之御影乃 水許曾婆 常尔有米
御井之清水

やすみしし わご大王 高照らす 日の御子 荒栲の 藤井が
原に 大御門 始め給ひて 埴安の 堤の上に あり立たし
見し給へば 大和の 青香具山は 日の経の 大御門に 春山
と 繁さび立てり 畝火の この瑞山は 日の緯の 大御門に
瑞山と 山さびいます 耳成の 青菅山は 背面の 大御門に
宜しなへ 神さび立てり 名くはし 吉野の山は 影面の 大
御門ゆ 雲居にそ 遠くありける 高知るや 天の御蔭 天知
るや 日の御蔭の 水こそば 常にあらめ 御井の清水

〔『万葉集』巻第一・五二番歌〕

短歌

藤原之 大宮都加倍 安礼衝哉 處女之友者 乏吉呂賀聞

右歌、作者未詳

藤原の大宮仕へ生れつぐや処女がともは羨しきろかも

右の歌は、作者いまだ詳らかならず。

〔『万葉集』巻第一・五三番歌〕

「安礼衝」の訓について、近年では、A「生れつく」とB「生れつぐ」に大きく分かれている³⁾。各種注釈本を参照すると、A「生れつく」

説は、佐竹昭広・山田英雄・工藤力男・大谷雅夫・山崎福之校注『萬葉集』⁴⁾（以下、岩波本と略す）、小島憲之・木下正俊・東野治之校注・訳『萬葉集（全四冊）』⁵⁾（以下、小学館本と略す）、伊藤博『萬葉集全注』⁶⁾（以下、全注と略す）、武田祐吉『増訂萬葉集全注釋 三本文篇一（巻の一・二）』⁷⁾（以下、全註釋と略す）、佐佐木信綱『評釋萬葉集』⁸⁾（以下、評釋と略す）などが採用し、「生まれついで」「運命づけられて」などの意に解している。

それに対し、B「生れつぐ」説は、契沖（万葉代匠記初稿本）⁹⁾以来の説で、多田一臣訳注『万葉集全解』¹⁰⁾（以下、全解と略す）、阿蘇瑞枝『萬葉集全歌講義』¹¹⁾（以下、全歌講義と略す）、中西本、伊藤博・稲岡耕二編『万葉集を学ぶ（第一集）』¹²⁾、澤瀉久孝『萬葉集注釋』¹³⁾などが採用し、「代々に生まれ継ぐ」「次々と生まれてきた」「生まれつぐ」「生まれかわって」など、生まれることが続く意に解している。

A B両説とも、「安礼衝哉」の下に続く「処女たち」を采女とみている点は共通し、采女の職務あるいは采女そのものに注目しているかの違いがあるのみで、采女の性格に関連づけた解釈がなされている。具体的には、水仕事に携わる職務を有する采女らが、生まれついて奉仕するか、絶えることなく生まれ続けるかという違いである。そして、ここでいう水仕事を、五二番歌末尾の「水こそば常にあらめ御井の清水」に対応させることによって、五二・五三番歌が

関連づけられている（Aでは岩波本・評釋、Bでは全解・中西本。全註釋・小学館本・全歌講義は、無理に関連づけていない）。

一見無理のない関連づけのようであるが、問題も少なくない。もっとも大きな問題は、采女が直接水をイメージできる媒体なのかという点である。たしかに後宮十二司のなかの水司や膳司には、采女として配属されたものたちが水仕事をしている。しかしながら、水仕事に携わるのは、水司や膳司だけではない。律令官職のなかでは、ほかに大膳職、主殿寮、内膳司、造酒司、主水司など多数ある。¹⁴とくに主水司は、職員令のうえでは水司と職掌が変わらないのは周知の通りである。したがって、御井（水）からだけでは、采女を連想するのは難しいのではないだろうか。御井と采女とを間接的につなげることに異論はないが、それ以外に五二・五三番歌を合理的に結びつける要素があるのではないかと考えられる。

また、A「生れつく」説について、藤原宮の大宮に仕えるために生まれてきたと解釈されているが、采女になることは、生まれる前から決まっているものではないから、そこには論理の飛躍があるだろう。「采女」そのものは、大宮に仕えることが運命づけられているといえるかもしれないが、その場合は官職であって人ではない。

では、B「生れつく」説が妥当かという点、「継ぐ」とする訓には水のように永続性がうかがえるので、その点においてはしたがうべきであろう。ただし、B説の全体の解釈には疑問がある。「代々

に生まれ継ぐ」次々と生まれてきた「生れつく」生まれかわって」などとあるが、いずれも「継ぐ」の意がうまく歌と対応していない。采女を代々に生まれ継いだり、采女が次々と生まれるものではないし、ましてや生まれかわったりはしない。このように、B説では采女の性格との整合性がとれていないのである。

五二・五三番歌の一体性を重視するならば、やはり采女が鍵になることはまちがいないが、現状の解釈では一体性がうまく表現できていない。そこでつぎに采女の性格をもう少し検討していきたい。

二「安礼衝」と采女

采女は、後宮職員令18氏女采女条に「凡諸氏。々別貢¹⁵女。皆限¹⁶二年卅以下十三以上」。雖¹⁷非¹⁸氏名¹⁹。欲²⁰自進仕²¹者²²。其貢²³采女²⁴者。郡少領以上姉妹及女。形容端正者。皆申²⁵中務省²⁶奏聞²⁷」との規定がある。当条文では、貢進主体の別より、氏女と采女に分けられ、それぞれの規定に違いはあるが、両者とも下級女官として後宮十二司に配属される点では変わらない。これらの氏女采女は、後宮十二司の末端に位置する女孺（定員一五二人）や采女（定員六六人）という職に割り振られるが、定員を超えた者たちは、縫司で一定の訓練を受けた後に配属されるとみられている。²⁸

このうち諸氏が氏別に貢進する氏女について考えたい。後宮職員

令18氏女采女条の冒頭の「諸氏」は、京畿内の氏とみてよいだろうから、貢進主体はいわゆる中央氏族である。じつさいの数はわからないけれども、相当数にのぼることは容易に想像できよう。こうした氏という母体から子女が貢進・供給され、後宮に配属される点こそが、五三番歌を解く重要な手掛かりとなる。

以前から指摘されているとおりであるが、天皇（大王）・王権と氏との間に、仕奉（つかへまつる）という共通の観念があった。律令官人は、氏の祖先の功績を負い、天皇に仕奉（奉仕）し続ける使命感、そして現実の行動を律する規範意識のもと、氏と天皇との関係が保たれている。またそれは、王権側から強制された規範意識であるという⁽²¹⁾

こうした意識は、宣命中に顕著である。文武即位の宣命では「(前略)天皇が朝廷の敷き賜ひ行ひ賜へる百官人等、四方の食国を治め奉れと任せ賜へる国々の宰等に至るまでに、国の法を過ち犯す事なく、明き浄き直き誠の心を以て、御称称りて緩ひ怠る事なく、務め結りて仕へ奉れと詔りたまふ大命を、諸聞きたまへと詔る。(後略)」とあり、藤原不比等への賜封の時には「(前略)汝藤原朝臣の仕へ奉る状は今のみ在らず。掛けまくも畏き天皇が御世御世仕へ奉りて、今もまた、朕が卿と為て、明き浄き心を以て、朕を助け奉り仕へ奉る事の、重しき勞しき事を念ほし坐す御意坐すに依りて、(中略)また、難波大宮に御宇しし掛けまくも畏き天皇命の、汝の父藤

原大臣の仕へ奉りける状をば、建内宿禰命の仕へ奉りける事と同じ事ぞと勅りたまひて、治め賜ひ慈び賜ひけり。(後略)」とあるように、藤原京段階から、天皇と氏（官人）との間に、過去から連続と続く仕奉観念が読み取れる。

氏との直接の関係では、藤原仲麻呂の乱後の孝謙上皇の宣命の第三段に「復勅りたまはく、天下の人誰そ君の臣に在らずあらむ。心浄くして仕へ奉らむ、此し実の朕が臣には在らむ。夫れ人として己が先祖の名を興し継ぎひろめむと念はずあるは在らず。是を以て、浄き心を以て仕へ奉らむをば氏々の門は絶ちたまはず治め賜はむと勅りたまふ御命を、諸聞きたまへと勅る。(後略)」とあり、また、光仁天皇の讓位宣命のなかには「また詔りたまはく、如此の時に当りつつ、人々好からぬ謀を懐ひて天下をも乱り、己が氏門をも滅す人等まねく在り。若し如此有らむ人をば己が教諭へ直して各各己が祖の門滅さず、弥高に仕へ奉り継がむと思ひ慎みて、清く直き心を持ちて仕へ奉るべしとなも念しめず。(後略)」とあり、天皇（上皇）に仕へ奉ることを続けていれば、「氏々の門」「氏門」「祖の門」が絶たれることはないといひ、氏の永続性を保証している。これらは『万葉集』の大伴家持の族に喩す歌(巻第二十の四四六五番歌)に「皇祖の 天の日嗣と 継ぎて来る 君の御代御代 隠さはぬ 赤き心を 皇辺に 極め尽して 仕へ来る 祖の官と 事立てて 授け賜へる 子孫の いや継ぎ継ぎに 見る人の 語りつぎて 聞く人

の 鏡にせむを あたらしき 清きその名ぞ おぼろかに 心思ひ
て 虚言も 祖の名絶つな 大伴の 氏と名に負へる 大夫の伴」
とうたわれていることと同じ性格のものである。

このように、氏は天皇に仕奉することで、自身の政治的地位の安泰を確保しなければならなかったという点が明瞭にうかがえる。たとえそれが強制的であるにせよ、仕奉することで、永遠に存在するはずの天皇との関係を未来永劫築いていけるということでもあった。「いやつぎつぎに」続く天皇のもつ特質が、仕奉観念によって、同時に氏にも備わっていたのである。子々孫々と功績を受け継ぐ氏と天皇との関係には、永続性が伴うのである。

したがって、氏に永続性が伴うのであれば、氏から貢進される氏女にも同じ性格が付与されていると考えられる。絶えることなく後宮に供給される母体の存在を前提として、氏女貢進は捉えられるのである。また、あえて検討はしていないが、おそらくこの点は、地方豪族にもあてはまることであろう。⁽²⁶⁾

こうした氏の性格からすると、五三番歌の「処女がとも」(氏女・采女として貢進された子女ら)も、以後も絶えることなく永遠に奉仕するという性格が付与された代名詞として捉えられる。そのように捉えることによって、「あれつぐ」の「継ぐ」を永遠に奉仕し続けるの意と解することができるのである。

そして右の解釈を受け、かつ「生れ(あれ)」を全解・全注のように、

「出現」の意とみれば、現れてからその状態が続く、すなわち最初から最後(当然世代も超えて)まで絶えることなく奉仕し続けるとの解釈が可能となり、五三番歌の最後の部分で主張されている永続性との整合性がとれるのである。

ところで、「あれつぐ」には、ほかに土橋寛氏による独特の解釈がある。⁽²⁷⁾土橋氏は、「あれ」を本居宣長や伴信友が指摘したように、賀茂祭のミアレ木のアレとみて、「アル」の古義を生命力・霊力の充実・活動及びその状態を意味するとし、その神聖な状態で天皇や神に奉仕することを「安礼衝」と考えた。そして、具体的な奉仕の形態として、『延喜式』四時祭上にみえる御川水祭を想定し、その祭に奉仕する座摩の巫を『万葉集』巻第一の五三番歌の「処女がとも」に見立てた。

それは五三番歌の末部に「高知るや 天の御蔭 天知るや 日の御蔭 水こそば 常にあらめ 御井の清水」とあるうち、傍線部の表現が、祈年祭などの祝詞にみられる慣用語であり、その祈年祭において、座摩が祭る宮内の御井の神々の名(生井・栄井・津長井)がみられることや、祈年祭の祝詞をよむ中臣氏の職掌と御井との関係を根拠にしている。

土橋説は、御井の神を手掛かりに、五三番歌と五三番歌の一体性を強調した点で、方法として傾聴すべきところがあるが、問題点も少なくない。たとえば、複数存在する御井関係の祭を「御川水祭」

一つに限定できない点である。つまり、反歌（短歌）として内容が収斂かつ洗練された歌ならば、すぐに何を対象としているかを想起できなければならない。それが御川水祭の座摩では限定条件が多すぎるのである。

また、昇進する女官と異なり、座摩がなにゆえ羨ましいかも言及する必要があるだろう（五三番歌の「羨しきろかも」³⁰）。しかも、座摩は「嫁時」に交替する規定になっており、永続性を表現できる要素が水だけに限られてしまう。また、ほかの「安礼衝」の用例（『万葉集』巻第六の一〇五三番歌など）に代用できない点は大きな問題であろう。土橋説は、幅広い視野からの高説ではあるけれども、以上のような点からしたがえない。

三 御門と御井

前章までに、五三番歌の語句を再検証することによって、水以外の点に永続性を含みこれている点を主張し、あらためて五二・五三番歌の一体性が認められた。

ところで、五二番歌全体を振り返ってみると、天皇や新都、そしてそれに付随する宮の御門や象徴的な景観がクローズアップされ、通説のように宮讚めの歌と捉えて何ら問題はない。しかし、なお疑問であるのは、宮の御門と歌の最後にみられる御井との関係であ

る。天皇支配の永続性やその性格の清浄性からすれば、御門や宮廷の御井が連想されても不思議ではないが、それでも御門と並んで御井がよまれているのには、両者に何らかの密接な関係があるからではないだろうか。そこで、最後に御井というものが、王権にとってどのような位置づけにあるのかを検討し、両者の関係を考えたい。

(一) 王権にとつての御井——二条大路木簡より——

まず御井とは、宮中のみならず、地域を問わずみられるものである。『播磨国風土記』賀古郡条に「遂到^二赤石郡廨御井^一、供^二進御食^一、故曰^二廨御井^一」とあり、大帯日子命（景行天皇）が印南別嬪を妻訪いに行く帰路のなかにみられ、また同揖保郡萩原里の項にも「息長帯日売命、韓国還上之時、御船宿^二於此村^一、一夜之間、生^二萩一根^一、高一丈許、仍名^二萩原^一、即闢^二御井^一、故云^二針間井^一」とあるように、神宮皇后が韓半島への出兵の折に立ち寄った先において御井がみられる。

そのほか弥麻都比古命（孝昭天皇か）が大村において掘り開いた井戸のある地を「御井村」と呼んだり（『播磨国風土記』讚容郡邑宝里）、品太天皇（応神天皇）が巡行のさいに掘り開かせた「佐々御井」（『播磨国風土記』賀生郡小目野）などもみられる。こうした『風土記』の事例で共通している点は、天皇または天皇に類する公的な力がかかっている傾向が強いことである。地域を問わないといっ

ても、王権の関与した井戸が御井と呼ばれたものとみられる。

一方、平城京跡から出土した二条大路木簡にも、御井に関係すると推測される記述がいくつかある。出土遺構や地区ごとに並べると、つぎの①～⑬のようになる。

①・御井上門 □三嶋 掃守 県 財海

・常食人別少々加給入宜

SD5300 (255)・28・1 019 JF12 城29-17上^⑬

②・御井於 見嶋 掃守 英多 宅良

・安麻 右伍人 使衛士 筆取見嶋

SD5300 149・20・4 011 JF12 城24-14上

③・ 於三嶋 …… 財

・右五人 ……

SD5300 (64 + 47)・21・3 081 JF12 城29-17上

④・三井上 三嶋 掃守 財 県 □

・右五人

SD5300 (109)・14・2 019 JD17 城29-43下

⑤・三井上 三嶋

・右合五

SD5300 (74)・18・2 019 JD17 城29-17上

⑥ □上門 三嶋 掃守 □

SD5300 (153)・(11)・1 081 JD17 城29-17上

⑦・御井 三嶋 掃

・ 秦 四人

[右カ] SD5300 (128)・(17)・3 081 JD26 城29-17上

⑧・三井上 三嶋

・考 秦 人万呂 SD5300 (71)・(9)・2 081 JD20 城24-14上

⑨ 御井

SD5300 091 JF12 城30-11中

⑩・弥上井門 掃守 寺 合四
三嶋 穴

・天平八年八月十二日

SD5100 158・30・2 011 U010 城22-13下

⑪・弥上井門掃守

・阿奈寺 SD5100 (123)・18・2 019 UOZ 城31-14下

⑫・大三嶋財 [右カ]
□三

・大倭国城下郡人□□□

SD5100 (122)・23・3 081 UOZ 城31-18上

⑬ 御井於門 丸部嶋守

SD5310 263・20・6 011 JD35 平城京3-5685

①～⑨は二条大路上北濠状遺構SD五三〇〇の堆積土のうちの木屑層、⑩～⑫は二条大路上南濠状遺構SD五一〇〇の堆積土、⑬は二条大路上北濠状遺構SD五三一〇の木屑層からの出土である。①～⑩および⑬は、いずれも「御井上門」(以下、表記を統一する)に直接関係し、このうち①～⑧および⑩⑪は、一連の門関係木簡の考察において、門の警備にかかわる兵衛への食料支給の伝票木簡とみられている。上記のなかでは、①の裏面にある「常食人別少々加給入宜」という記載が端的に示しており、また④には束ねた跡とみられる穿孔がある。

そして、出土遺構を地区ごとに分けるなら、SD五三〇〇の中央東寄りに位置するJF12・JD17(①～⑥、⑨)と中央のJD20(⑧)と西寄りのJD26(⑦)、SD五一〇〇の東端のUO

10(⑩)となる。これらの出土地区には、とくにSD五三〇〇において、顕著な一致がみられる。

まずJF12(①②⑨)では「みいのうえ門」の「みい」を「御井」と記すが、JD17(④⑤)では「三井」としている。しかし、JF12とJD17(①～⑥)は、地区をこえて記載人名が共通している点も見逃せない。そして、1点ずつしか出土していない中央のJD20(⑧)と西寄りのJD26(⑦)には、①～⑥にはみえなかった「秦」がいる。

また、①～⑥(ただし⑥は不明)が見嶋(三嶋)、掃守、英多(県・縣)、宅良(財)、安麻(海)の五人分が記されているのに対し、⑦(⑧は不明)は四人分となっている。このように、①～⑥と⑦⑧には違いはあれど、JD17に近い⑧の方が「三井」としている点は、何か共通の要素があるのかもしれない。

削屑である⑨は、荷札木簡にみられる地名の可能性もあるが、JF12から出土している点と「御井」の文字を使用している点から、木簡概報の排列の通り、「御井上門」の「御井」と考えてよいだろう。SD五一〇〇から出土した⑩⑪は、「弥上井門」のように「井上」を誤って逆さまに記している点や、掃守、寺、三嶋、穴(阿奈)の四人の人名の一致がみられ、共通点がある。

唯一SD五三〇からの出土である⑬は、①～⑫にみられなかった丸部嶋守という人名がみえ、記載も上部にかなりの余白を設けて

おり、食料支給の伝票とは思えず、ほかとはやや様相が異なる。ただ釈文には、ここから比較的近いSD五三〇〇のJD26から出土した⑦と同じ「御井」の字を用いており、何らかの共通要素があるのかもしれない。

⑫もほかとは様相が異なるが、三嶋と財が①～④に共通する人名であることから、関連木簡に含めた。下折れのため、表裏の関係は明確ではないが、大・三嶋・財がともに大倭国城下郡人である可能性は低いので、現状から類推できる釈文のみで表裏記載が続くと類推しない方がよいだろう。

年代については、⑩に天平八年八月十二日とあり、二条大路木簡の年紀木簡がおおむね天平七、八年に集中する傾向と一致している。⑪も⑩との人員の一致から、天平八年をそれほど隔たらない時期であると推測できる。①～⑨のSD五三〇〇の方は、JF12とJD17からは、天平八年のものしか出土していないので、おそらく天平八年頃と考えてよいであろうが、①～⑥と⑦⑧とは人数・人員の違いがあるので、天平八年頃に御井上門を警護した別番の月日の食料請求伝票がまとまって出土したものとみられる。^⑩

さて、これらの木簡にみられる「御井上門」は、警備に特定的人物が集中していることや、皇后宮の警備にも携わっている者がいることなどから、皇后宮の施設の門ではないかと推測されている。^⑪「御井上門」の具体的な位置は定かでないが、名称からして御井の近辺^⑫

にある門であることは容易に察しがつくし、御井を特別なものとみて、御井の置かれている区画に入るための門と考えるのが自然であろう。つまり、居住施設というより、御井そのものを守るための門である。そうした御井が皇后宮の中にあり、厳重に警護されているという点が注目される。

(2) 御井を守るものたち

このように二条大路木簡における御井は、皇后宮の御井であったが、もちろん宮内にも御井はいくつかある。まず検討したいのは、そのうち主水司が管轄する御井である。

平安前期の例になるが、宮内には主水司が管轄する「御井町」なるものが形成され、主水司は、御井神や御生氣御井神をまつる祭りを担当していた。^⑬こうした主水司の御井の水は、『延喜式』典薬寮元日御薬条に「但屠蘇者。官人将_二薬生_一。同日午時封漬_二御井_一。令_二主水司守_一」との規定があるように、元日御薬の儀式に用いられる屠蘇などにも使用されていた。ここで「主水司をして守らしむ」とあるのは、おそらく『延喜式』主水司の司家年料として各日黒米一升を支給する対象となっている「守_二御井二人_一」や、衣服を充てる対象となっている「御井守二人」のことを指しているのだろう。また衣服については、『延喜式』中務省時服条に主水司三十三人のうち、「守御井六人」との記載もみえる。^⑭

こうした「御井守」（以下、表記を御井守に統一する）には、字のごとく御井を守る役割があったものと考えられる。「守」というからには、異物や邪気が入るのを防ぐ意味と考えられ、御井の番をする仕事と考えてよいだろう。そしてそのための人員が規定されているということは、絶対に守らなければならない神聖な井戸であったといえる。天平年間の皇后宮の「御井上門」も、兵衛によって嚴重に守護されていた。その点は、宮内においても構造的に変わらなはずである。

『万葉集』巻第一の五二番歌の「御井」が、右記のような主水司の管轄する御井であるとは限らないが、歌に出てくるほど象徴的なものであるだけに、宮城内にあった御井と考えて差し支えないだろう。ところが、宮城内といっても、藤原宮や平城宮の場合、御井の位置がまったくわからないので、安易に閤門内や宮門内に限定できない。ここでは、広く宮城内のいずれかの区画ということで論を進めるが、宮城内の警備ということであれば、もちろん兵衛府・衛門府・衛土府(47)などの衛府があげられる。

しかし、歌がよまれたと推測される大宝令以前では、衛府制度そのものが未完成であるため、いずれかを明確にしえない。そこで、さしあたって前代の系譜が追えそうな兵衛府と衛門府を対象にし、当該歌とどのような関連があったかを考えることとする。

まず兵衛府については、兵衛が上述した皇后宮の「御井上門」を

警備していたことが判明している。そのほかに、采女との関係があげられる。

軍防令38兵衛条に「凡兵衛者。国司簡下郡司子弟。強幹便二於弓馬一者上。郡別一人貢之。若貢二采女一郡者。不レ在下貢二兵衛一之例上。三分一國。二分兵衛。一分采女。」とあるように、兵衛も采女も地方豪族からの出仕者が主流であった。そして、条文からもうかがえるように、両者の関係は表裏一体(48)なのであり、天皇の地方支配という理念において、五二・五三番歌に共通の要素として捉えられる。地方から出仕してきた御門（御井）を守る兵衛と御井で水仕事をする采女（女官）とが、天皇や王権を讃えるための要素として、申し分のない対比関係をなしている。

一方、衛門府に関係しては、つぎのような史料がある。

⑭ 『続日本紀』宝龜三年（七七二）三月三日甲申条

甲申、置二酒輟負御井一、賜下陪從五位已上及文士賦二曲水一

者祿上有レ差。

⑮ 『万葉集』巻二十・四四三九番歌

冬日幸二于鞠負御井一之時、内命婦石川朝臣應レ詔賦二雪歌

一首 諱曰二邑婆一

麻都我延乃 都知尔都久麻湍 布流由伎乎 美受豆也伊毛我

許母里乎流良牟

于^レ時水主内親王、寢膳不^レ安、累^レ日不^レ參。因^ニ此日^一、
太上天皇、勅^ニ侍婦等^一曰、為^レ遣^ニ水主内親王^一賦^レ雪作^レ
歌奉獻者。於^レ是諸命婦等不^レ堪^レ作^レ歌。而此石川命婦、
獨作^ニ此歌^一奏之。

右件四首、上総國大掾正六位上大原真人今城、傳誦云
レ尔。

〔年月未詳〕

冬の日^ニ鞍負^ヒの御井^ニに幸^シし時に、内命婦石川朝臣の詔に
応^テて雪を賦^メめる歌一首 諱をば邑婆といふ
松が枝^ノの地^ニに著^クまで降る雪を見^テてや妹^ガが籠^リ居^ラむ

時に水主内親王、寢膳安からず、日を累ねて参りたまはず。
因りてこの日を以ちて、太上天皇侍婦等に勅したまひしく、
「水主内親王に遣らむために雪を賦みて歌を作りて奉獻れと
宣り給へり。ここに諸命婦等歌を作り堪へず。しかるにこ
の石川命婦、独りこの歌を作りて奏しき。」

右の件の四首は、上総國の大掾正六位上大原真人今城、伝へ
誦みてしか云ふ。〔年月いまだ詳らかならず〕

⑭は、曲水の宴の史料であり、それが行われた場を「鞍負御井」として
いる。新日本古典文学大系本では、⑭の「鞍負」を衛門府と

みて、「鞍負御井」を衛門府内にあつた井泉と推測し、この井泉か
ら流れる水に酒盃を泛べ詩賦を競つたものと解釈しており、また時
期は異なるが⑭と関連づけている。しかし、「鞍負御井」をはたし
て衛門府にある御井と解釈してよいのだろうか。

前掲した『播磨国風土記』賀古郡条には「赤石郡廝御井」という
表現がみられ、これは地名ではなく、御食を供進する意をもとに名
付けられたものであつた。この事例を参照すると、「鞍負御井」も
鞍負という職掌にちなんで名付けたと考えられないだろうか。つま
り、「鞍負御井」を衛門府が守つているどこか特定の御井と解釈す
るのである。そう考えることができれば、「鞍負御井」の場所を衛
門府に限定する必要はなくなるだろう。

衛門府のなかに曲水の宴を行えるところがあれば、従来のような
解釈で構わないが、場所が衛門府では、文士を招いて風情のある詩
賦をつくるのにはおよそ似つかわしくない。おおむね曲水の宴を行
う場所は、内裏や宮内の池、それに寺院である。それにわざわざ衛
門府になぜ御井を置いているのかも説明がつかない。

⑮では、元正太上天皇は、「鞍負御井」に行幸しているので、そ
こは女官らを引き連れて行幸するような場所で、かつ歌をよむに相
応しい風情のある場所（松が生えるなど）のはずである。つまり、
目的地は特定の御井であり、衛門府ではない。もし目的地が衛門府
であるなら、「鞍負御井」とはせずに「衛門府」と記述するはずだ

からである。それをとくに「靱負御井」のように「御井」を修飾したのは、宮内の御井のうち、「靱負」が警護している特定の場所があり、そこを指す代名詞となっていたからではないか。

さらに、衛門府が関係した御井には、藤原京段階のものもある。衛門府関係木簡が大量に出土した藤原京跡左京七条一坊西南坪の池状遺構SX五〇一から出土した木簡（削屑）に、「二人 御井□□」という記載がある^⑤。御井が地名という可能性もないわけではないが、前に人数が記載されているので、やはり井戸の「御井」と考えたい。おそらくこの木簡は、いずれかの御井を警護した衛門府の門部たちにかかわる記載であると思われる。また確証はないが、御井の次の文字がかりに「守」であるなら、大宝令制下の「御井守」の事例にもなりうるだろう。

このように、御井は、御門を守護する衛門府の靱負（門部）や兵衛府の兵衛、あるいは御井守によって、厳重に警護される対象であったことが大きな特徴としてあげられる。逆にこれらが宮讃めの歌に出るほど象徴的なものであるということは、それが王権の存在にとつてきわめて重要な構成要素であったことを示唆している。

おわりに

『万葉集』巻第一の五三番歌の「安礼衝」の解釈と、五二・五三番

歌の両歌の一体性をめぐって考察してきた。五二番歌では、宮讃めの歌において、新都藤原宮の大御門が周囲の象徴的な景観と対置し、神秘的な情景をかもし出しながら、その締めくくりに、御井の水にかけて天皇支配の永続性を主張している。

一見何気ない流れであるが、御門と御井には密接なつながりがあった。それは御井が、御門守護の職務を担う後の衛門府の靱負（門部）や兵衛府の兵衛、あるいは御井守によって、厳重に守られていたことである。これは天皇の臣下が宮城の象徴を守護することによって、天皇支配（宮殿）の永続性が保たれることを意味していた。御井が歌の最後を締めくくったことには、それなりの理由があったのである。水の清浄性だけでは説明が不十分である。

そして、五三番歌では、五二番歌での清浄性と永続性を受けて、大宮に仕える「処女がとも」という語が用いられる。これは後宮に仕える女官であり、その出仕母体の性格にこそ意味があった。その出仕母体は氏で、氏には過去から未来にかけて、永遠に天皇に奉仕するという性格が備わっていた。こうした「いや継ぎ継ぎに仕え奉る」觀念が歌の背景にあつて、女官として天皇に仕えはじめてから、その一人が死ぬまで絶えることなく天皇に奉仕する状態（代替わりも含めて）を「生れつぐや」とうたったものと解釈できる。もちろんそこには従来の見解のように、後宮のなかで水を扱う水司の采女も想定されているが、その場合は御井を守る兵衛と対置することに

よっていつそう際立つこととなる。

以上のように、永続性というキーワードをもって、「藤原宮御井歌一首并短歌」の一体性を捉えなおしたが、残された課題も多い。たとえば、「御井守」の存在が確実に歌がよまれた時期まで溯りうるかなどである。御井の場所の問題も含めて、新たな出土文字史料の出現を期待し、今後の課題としたい。

注

(1) 中西進『万葉集全訳注原文付』（講談社、一九七八年ほか）。以下、本文中では中西本と呼び、『万葉集』からの引用はすべてこれによる。

(2) 稲岡耕二「人麻呂「反歌」「短歌」の論―人麻呂長歌制作年次攷序説―」（五味智英・小島憲之編『万葉集研究』第二集、塙書房、一九七三年）では、柿本人麻呂の反歌について、長歌との関係で反復や要約ではない独立性の強い反歌が「短歌」（頭書部分の記載）と記されたとみており、五三番歌については、人麻呂の「短歌」に擬えたものとの見通しを示している。この稲岡説をふまえるなら、五三番歌も長歌（五二番歌）に対して、時の推移や場の転換など創造的な意図を考慮する必要があるだろう。

(3) A B 両説によって見直された説は捨象した。

(4) 佐竹昭広・山田英雄・工藤力男・大谷雅夫・山崎福之校注『萬葉集一』新日本古典文学大系1（岩波書店、一九九九年）。

(5) 小島憲之・木下正俊・東野治之校注・訳『萬葉集①〈全四冊〉』新編日本古典文学全集6（小学館、一九九四年）。

(6) 伊藤博『万葉集全注巻第一』（有斐閣、一九八三年）。なお、同『萬葉集釋注一』（集英社、一九九五年）も同じ。

(7) 武田祐吉『増訂萬葉集全註釋三本文篇一（巻の一・二）』（角川書店、一九五六年）。なお、同『萬葉集全講上』（明治書院、一九五五年）もほぼ同じ。

(8) 佐佐木信綱『評釋萬葉集巻一』佐佐木信綱全集第壹巻、六興出版部、一九四八年）。また、佐佐木信綱『藤原の大宮つかへ』（久松潜一・森本治吉・木俣修監修『万葉集講座』第一巻、創元社、一九五二年）も同じ。

(9) 「衝は突なれとも、継の字にかりて用たり。（中略）あはは、むまるゝなり」とあり、精選本でも「安禮衝哉ヲアレツゲヤトヨムヘキカ」などである。いずれも久松潜一監修、築島裕・林勉・池田利夫・久保田淳編『契沖全集』第一巻、萬葉代匠記一（岩波書店、一九七三年）を参照。

(10) 多田一臣訳注『万葉集全解1』（筑摩書房、二〇〇九年）。

(11) 阿蘇瑞枝『萬葉集全歌講義（巻第一・巻第二）第1巻』（笠間書院、二〇〇六年）。

(12) 都倉義孝「藤原宮御井の歌」（伊藤博・稲岡耕二編『万葉集を学ぶ（第一集）』有斐閣、一九七七年）。

(13) 澤瀉久孝『萬葉集注釋巻第一』（中央公論社、一九五七年）。

(14) 和田萃「藤原宮の御井の歌」（『古代学研究』第九十四号、一九八〇年）。

(15) 井上光貞・関晃・土田直鎮・青木和夫校注『律令』日本思想大系3（岩波書店、一九七六年）を参照。以下令文はこれによる。

(16) 磯貝正義「采女貢進制の基礎的考察」（『郡司及び采女制度の研究』吉川弘文館、一九七八年、初出は一九五八年）。

- (17) 渡部育子「日本古代法にみえる女官の評価についての一試論―采女のセックスとジェンダーをめぐる―」（『新潟史学』第四十四号、二〇〇〇年）。
- (18) 『令集解』後宮職員令18氏女采女条古記。ただし、氏が五位以上の貴族に限られるとは断定できない。
- (19) 吉村武彦「仕奉と貢納」（『日本の社会史』第4巻負担と贈与、岩波書店、一九八六年）。
- (20) 熊谷公男「祖の名」とウヂの構造」（関晃先生古稀記念会編『律令国家の構造』吉川弘文館、一九八九年）。
- (21) 松下正和「古代王権と仕奉」（鈴木正幸編『王と公―天皇の日本史』柏書房、一九九八年）。
- (22) 『続日本紀』文武元年（六九七）八月庚辰条。『続日本紀』は、青木和夫・稲岡耕二・笹山晴生・白藤禮幸校注の新日本古典文学大系本（岩波書店）によった。以下すべて同じ。
- (23) 『続日本紀』慶雲四年（七〇七）四月壬午条。
- (24) 『続日本紀』天平宝字八年（七六四）九月甲寅条。
- (25) 『続日本紀』天応元年（七八一）四月辛卯条。
- (26) 前掲注16磯貝論文で、天皇と地方豪族との関係は、詳細に述べられている。
- (27) 土橋寛「あれをとめ」考」（『万葉』第五〇号、一九六四年）、同「安礼衝や処女が伴」および「藤原宮御井歌」の特異性と中臣氏」（『万葉集の文学と歴史』土橋寛論文集上、塙書房、一九八八年、初出は一九八〇年）、同「賀茂のミアレ考―日本のフェティシズム―」（『日本古代の呪術と説話』

- 土橋寛論文集下、塙書房、一九八九年、初出は一九八七年ほか）。以下、同氏の意見はこれらによる。
- (28) 本居宣長『玉勝間』十一の巻「萬葉の歌に安禮衝といへる詞」（大野晋編『本居宣長全集』第一巻、筑摩書房、一九六八年）。
- (29) 伴信友『瀬見小河』二之巻（『伴信友全集』第二巻、ペリかん社、一九七七年）。
- (30) 『延喜式』臨時祭44座摩巫条に「凡座摩巫、取_二都下国造氏童女七歳已上者_一充之、若及_二嫁時_一、申_二弁官_一充替」（虎尾俊哉編『延喜式上』集英社、二〇〇〇年）。
- (31) 奈良国立文化財研究所編『平城宮発掘調査出土木簡概報二十九』（一九九四年）十七頁上段の略。以下、同概報は同様に略す。
- (32) 奈良文化財研究所編『平城京木簡三―二条大路木簡一―』（二〇〇六年）五六八五号木簡の略。
- (33) 奈良国立文化財研究所編『平城京左京二条二坊・三条二坊発掘調査報告―長屋王邸・藤原麻呂邸の調査―』本文編、一九九五年。
- (34) 前掲注33ほか。
- (35) 出土地区の遺構図は、前掲注33のほか、出典にあげた各木簡概報に掲載されているので、そちらを参照されたい。
- (36) 同じSD五一〇〇からの出土木簡に、阿奈豊麻という人名がみられる（城33上）。ただし同一人物という保証はない。
- (37) 丸部嶋守は、平城京左京二条二坊十・十一坪二条条間路北側溝SD七〇九〇Aから出土した木簡（城34上）にもみえ、写経所関係の文書で頻出する「丸部嶋守」と同一人物である可能性が指摘されていることか

ら(古尾谷知浩「奈良・平城京跡(1)」『木簡研究』第二〇号、一九九八年)、時期的にみて⑬もその可能性があろう。

- (38) 大(多)氏は、一般的に城下郡の隣の十市郡が本拠と考えられていること、そして財氏については、城下郡・十市郡・山辺郡の境界付近に位置するであろう奄智御園から、薑を進上した木簡(天平九年九月十九日付)がSD五一〇〇から出土しており(城305下)、その責任者が「財嶋立」であったことから、「大」「財」の両人物を城下郡と関連づけられなくもないが、三嶋県主に至ってはまったく保証がない。むしろ、⑫の裏面は「大倭国城下郡人」の下に記載が続くので、地名記載は表面にからないと考えた方が無難であろう。

(39) 前掲注33。

- (40) ①⑥は、森公章氏(二条大路木簡と門の警備)奈良国立文化財研究所創立40周年記念論文集刊行会編『文化財論叢Ⅱ』同朋舎出版、一九九五年、後に『長屋王家木簡の基礎的研究』吉川弘文館、二〇〇〇年に収録)が、「二門」の事例で指摘したように、同番内での日による違いと考えられる。⑦⑧も同じ。

(41) 渡辺晃宏「二条大路木簡と皇后宮―二つの木簡群をめぐって―」(前掲注33所収)。

- (42) たとえば、『新日本紀』卷八所引播磨国風土記逸文に「播磨国風土記曰、明石駅家、駒手御井者、難波高津宮天皇之御世、楠生於井上」(後略)とある「井上」について、秋本吉郎校注『風土記』日本古典文学大系2(岩波書店、一九五八年)の注釈では、「井戸のほどり」と解釈している。おそらく井戸を地中に長いものとみて、その上とは、井戸のある地上部分の

近辺を指すのではないか。井戸の真上という意ではないだろう。また、『日本書紀』天智九年三月壬午条に「於山御井傍、敷諸神座」(後略)とあるのも参考になる。

(43) 『日本後紀』天長七年(八三〇)十二月乙丑条。

(44) 『延喜式』主水司。

(45) 『延喜式』典藥寮進白散条も同様。

(46) 虎尾俊哉編『延喜式中』(集英社、二〇〇七年)の頭注では、六人とは

天皇・中宮・東宮に各一人が供奉したものと推測している。

(47) 『令集解』宮衛令4開閉門条古記の引く別式によれば、「御垣廻及大藏内藏民部外司喪儀馬寮等」は衛士が防守しているというが、これは大宝令制以降のことである。

(48) 前掲注16磯貝論文。天武朝において、兵衛や采女出仕の記述が散見するので、浄御原令段階で大宝令制に近い兵衛と采女との関係が規定されていたものと推測される。

(49) 青木和夫・稲岡耕二・笹山晴生・白藤禮幸校注『新日本紀四』新日本古典文学大系本15(岩波書店、一九九五年)五六四頁、補注一二。

(50) 『新日本紀』神龜五年(七二八)三月己亥条、同天平二年(七三〇)三月丁亥条、同天平宝字六年(七六二)三月壬午条、同神護景雲元年(七六七)三月壬子条など。

(51) 奈良文化財研究所編『飛鳥藤原京木簡二―藤原京木簡一―』(二〇〇九年)二二〇四号木簡。

(52) 前掲注51では、「宮」もしくは「守」と推定されている。